

入札告示

札幌市告示第 4056 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 6 月 15 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局土木部業務課事務係 電話 011-211-2612

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

清田区清田中央地区事業損失防止調査（その 2）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 18 日までとする。

(4) 履行場所

札幌市清田区清田 6 条 3 丁目ほか

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録していること。
- (6) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (7) 補償コンサルタント登録制度において「物件部門」又は「事業損失部門」に登録していること。
- (8) 公共機関等※ 1 が発注した「物件部門」又は「事業損失部門」の調査について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成 18 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいるものであること。

※ 1 公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条第 24 号に掲げる機関をいう。

4 入札説明書の入手方法

上記 1 の場所で入手できる。なお、交付する期間は、この告示の日から入札日の前日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。また、札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

掲載先 URL：<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/dobokubu/ekimu/ippan3/ekimu26.html>

5 入札書の提出場所等

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和 3 年 6 月 30 日（水）9 時 50 分

場所 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎地下 1 階 1 号会議室

(2) 入札書の提出場所及び問合せ先

上記 1 に同じ

(3) 入札書の受領期限

令和 3 年 6 月 29 日（火）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと）

(4) 開札

上記 5 (1) の場所にて行う。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入

札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 有（札幌市工事等最低制限価格運用要領第 3 条第 4 号アを根拠とする）

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。